

鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画

令和5年3月22日

鳥取県、鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

1 本計画の策定の背景

(1) 「環境にやさしい農業」の取組状況

ア 「鳥取県環境にやさしい農業推進基本方針」による取組

化学肥料・化学農薬の使用を抑えた農産物への消費者ニーズの高まりや、環境問題に対する関心の広がりを背景に、化学肥料・化学農薬に過度に依存しない環境と調和した農業を推進するため、1993（平成5）年4月に「鳥取県環境にやさしい農業推進基本方針」を定め、2001（平成13）年まで化学肥料・化学農薬の概ね3割削減を目標に施策を推進してきました。

イ エコファーマー制度の取組

- ・1999（平成11）年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行うために、本県では「鳥取県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」を策定しました。
- ・その導入指針に基づき「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」認定要領を定め、導入計画認定者（エコファーマー）の育成、確保に取組みました。

ウ 有機農産物・特別栽培農産物等の取組

鳥取県特別栽培農産物認証制度の創設

- ・農林水産省が1992（平成4）年10月に定めた「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」に基づき、本県では2001（平成13）年8月に慣行栽培と比較して化学肥料・化学農薬を5割以上削減した農産物を認証する制度「鳥取県特別栽培農産物認証要綱」を定め、認証を行っています。

有機農産物登録認証機関への登録

- ・2006（平成18）年12月に制定された「有機農業の推進に関する法律」に先がけて、本県では2004（平成16）年1月に有機農産物等登録認証機関となり、県内の有機農業の振興や認証事業者の負担低減を図るため、認証業務に取り組んでいます。

有機農産物・特別栽培農産物等の推進

- ・「有機農業の推進に関する法律」を踏まえ、本県では2007（平成19）年12月に「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」を策定し、推進してきました。
- ・2021（令和3）年度末時点で有機農産物・特別栽培農産物（以下「有機・特裁」という。）の栽培面積は1,153haです。

エ 農業生産工程管理の取組

- ・農林水産省が2010（平成22）年4月に定めた「農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン」に基づき、本県でも生産現場における農業生産工程管理（以下「GAP」という。）の取組を推進してきました。
- ・認証取得件数は2021（令和3）年度末時点で累計16件、「GAPをする」取組については1,278件です。

(2) 「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」に「環境に配慮した農業の推進」を位置付け

- ・農林水産省が2021（令和3）年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、2021（令和3）年12月の「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」改定時、重点項目に「環境に配慮した農業の推進」を追加しました。
- ・本プランを踏まえ、2022（令和4）年度に「環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業」を創設し、化学肥料や化学農薬の使用量の低減、農業用廃プラスチック排出量の削減等環境負荷の低減に向けた生産技術の開発及び有機農産物の販路拡大支援等を総合的に実施することにより、作業省力化、コスト低減及び有機農産物等の販売促進を図っているところです。

(3) 「鳥取県みどりの食料システム戦略基本計画」の作成

- ・「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、2022（令和4年）7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下「みどりの食料システム法」という。）が施行されました。
- ・「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の実現に向けた取組を踏まえつつ、本県の環境負荷低減の農業を推進するため、「みどりの食料システム法」に基づき、市町村と県が共同で環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画を作成するものです。

2 計画期間

2023（令和5）年度から2027（令和9）年度までの5年間とします。

3 推進目標

（1）生産現場（生産者・産地）での環境づくり

[目指す姿]

- 化学肥料使用量の2割低減（※1）
- 化学農薬使用量の低減（※2）
- 有機・特裁面積の拡大：2,000ha（※3）
- 農業用廃プラスチック排出量の削減

※1：国の「みどりの食料システム戦略の中間目標」（（目標年：2030（令和12）年））を参照

※2：革新的な技術が開発されれば定量的な目標を設定

※3：「鳥取県農業生産1千億円達成プラン（R3.12改訂）目標」を参照

（2）販路の確保

[目指す姿]

- 農産物（有機・特裁農産物等）の見える化
- 販路の拡大、販売の促進
- 販売店舗の紹介や販売業者のネットワーク化

（3）消費者等の理解の促進

[目指す姿]

- 地産地消、食農教育、消費者交流等による環境負荷低減への取組の理解

4 推進施策（事業内容）

県内の市町村、生産者・産地、農業団体、流通販売業者、消費者等と一緒に
3の推進目標を達成するため、次の（1）から（3）に掲げる具体的な施策を推進し
ます。

（1）生産現場（生産者・産地）での環境づくり

ア 技術の開発と実証

（ア）試験場における技術開発や耐病性品種等の育成

農業試験場及び園芸試験場において、県内の主要品目を中心に化学肥料や化学農薬の使用量を低減した栽培、有機・特裁の技術開発・実用化試験及びDNAマーカー育種法を活用した耐病性品種開発の短縮化を進めます。

（イ）試験場、経営支援課及び農業改良普及所が連携した現地適応性の実証

両試験場の試験結果を踏まえ、実用化の目途がついた栽培技術等を早期に生産現場に普及させるため、産地や生産者の現地実証を通じて技術的な支援を行います。

(ウ) 有用な技術・研究成果等の情報提供

環境負荷低減に資する有用な技術・研究成果について、ホームページ等の活用や農業改良普及所による技術指導会等を通じて、迅速な情報提供に努めます。

(エ) 産地等での栽培暦・マニュアルづくり支援

現地実証の結果や主要品目の「化学肥料低減・化学農薬低減の指標モデル」等を参考に、地域の特性に応じた作物の栽培暦・マニュアルの作成を支援します。

イ 生産者等の育成

(ア) 現地指導・相談等を担う人材（農業改良普及員、農協・市町村職員）の育成
有機農業の専門的知識を持つ有機農業指導員、農産物の安全性の確保や輸出拡大を促進するためのGAP指導員等を育成し、地域での相談窓口や指導体制を整備します。

(イ) 栽培暦・マニュアルに基づいた栽培技術指導

作物別の技術研修会等を通じて、県と農協等が共同で作成した栽培暦・マニュアルに基づき、生産者の栽培技術の向上を支援します。

(ウ) 栽培技術研修会や有機・特裁認証制度講習会等の開催

環境負荷低減に取り組んでいる生産者向けの栽培研修会や、有機・特裁志向生産者向けの認証制度講習会等を開催し、栽培技術向上への支援や制度の普及・啓発に努めます。

(エ) 有機・特裁認証制度の継続及びPR強化

環境負荷低減に取り組んでいる生産者や志向生産者に向け有機・特裁の認証制度を積極的にPRし、取組件数の増加や栽培面積の拡大に努めます。

ウ 生産に必要な体制づくり

(ア) 生産者等の取り組む環境負荷低減事業活動への支援

関係機関等と連携を図りながら、生産者及び関係事業者・団体等の環境負荷低減事業活動を支援します。

【主な環境負荷低減事業活動の内容】

(土づくり、化学肥料・化学農薬の使用量低減)

- ・環境負荷低減に資するスマート農機・設備等の導入
- ・堆肥入り肥料（堆肥をベースに化学肥料等で成分バランスを整えた配合肥料）の施用

- ・化学肥料・化学農薬使用量の低減に向けた「主要品目の指標モデル」及び「鳥取県持続性の高い農業生産方式導入指針」を参考にした技術導入
- ・有機 J A S 認証及び特別栽培農産物認証の実践
(農業用廃プラスチック排出量の削減)
- ・生分解性プラスチック資材やプラスチックレス資材の導入
- ・農業用廃プラスチックのリデュース、リユース、リサイクルの推進
(その他の取組)
- ・省エネルギータイプ農機・設備等の導入
- ・農業分野での再生可能エネルギーの活用に必要な営農型太陽光発電設備や地域資源を活用したバイオマス施設等の導入
- ・家畜排せつ物の管理方法の転換、温室効果ガスを削減するための飼料への切替え
- ・水稻栽培における稲わらの秋すき込み、稲わらの秋すき込みから堆肥施用への転換や中干し期間の延長等による水田メタン発生抑制対策の実施
- ・土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地への施用
- ・環境中への窒素、磷その他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ・その他、みどりの食料システム法施行規則第 1 条第 1 項の農林漁業に由来する環境への負荷の低減に相当程度資するものとして農林水産大臣が定める事業活動に適合し、知事が必要と認める活動
- (イ) 生産者等への税制・金融措置の支援
生産者等の環境負荷低減事業活動実施計画等の認定による税制措置や農業改良資金の貸付等による支援を行います。
- (ウ) 環境負荷低減に資する基盤整備事業等による支援

エ 地域のネットワークづくり

- (ア) 産地及び生産者同士等地域ぐるみの活動支援
県内の有機栽培生産者組織「鳥取県有機農業推進ネットワーク」、有機・特裁に取り組んでいる生産者及び市町村等と連携を図りながら、実践ほ場の見学会・勉強会を進めるなど地域のネットワークづくりを支援します。

オ 地域資源（家畜排せつ物、食品残渣、汚泥等）の有効活用

- (ア) 堆肥入り肥料の開発及び実証等支援
堆肥入り肥料の開発や食品残渣、汚泥等を活用した肥料の現地実証及び肥料散布方法等の検討を支援します。
- (イ) 堆肥施設等の整備
 - ・堆肥の利用拡大のため、家畜排せつ物の処理と安定した堆肥製造施設の整備を支援します。
 - ・高品質化・ペレット化及び広域流通等に必要な施設整備等を支援します。
- (ウ) 地域資源を利用した肥料の P R 強化

地域資源を活用した肥料の利用方法の検討を行うとともに、活用による低コスト化についてPRの強化に努めます。

カ 農業用廃プラスチックの排出量の削減・有効利用

(ア) プラスチックレスの実用化

水稻におけるプラスチックレス肥料（硫黄被覆及びウレアホルム肥料等）の実用化を目指すとともに、浅水代かき等の普及啓発も行い、湖沼等へ流出するプラスチック量の削減を目指します。

園芸品目を中心に生分解性マルチ・ポットの実用化試験や現地実証を行い、農業用廃プラスチック排出削減技術の確立に努めます。

(イ) 農業用廃プラスチックのリデュース、リユース、リサイクルの推進のPR強化

園芸品目を中心にハウスビニールの再利用や適正な処理の推進に努めます。

(2) 販路の確保

ア 生産者と販売事業者等との交流会・マッチング機会の提供

生産者等の営業力・企画力のスキルアップ研修や県内外での商談会等の開催を通じて、生産者と販売事業者等との交流活動・マッチングを行い、生産者等の販路開拓・拡大を支援します。

イ 販売事業者等への環境負荷低減の各種取組のPR

販売事業者等に有機・特裁制度や県内の有機・特裁の取組事例等についてPRに努めます。

ウ 生産者等の販売促進活動への支援

環境負荷低減に取り組む生産者等の県内外への販路開拓・拡大に必要な販売促進グッズの作成、イベント・フェア開催への参加等の支援を行います。

エ 生産者と小売店等のネットワーク化による有機・特裁等の見える化への支援

県内の有機・特裁等のリスト化とそれを取扱う店舗や飲食店のマップ化、イベント・フェアの開催、交流会・勉強会の企画等を行い、生産側と販売側の双方の見える化を進めます。

(3) 消費者等の理解の促進

ア 各種イベントを活用した環境負荷低減への取組のPR

地産地消、食農教育、消費者交流会などの各種イベントにおいて、環境負荷低減に取り組んでいる生産者、農協及び市町村等と連携しながら、環境負荷低減への取組のPRに努めます。

イ 県内量販店等への環境負荷低減の販売コーナーの設置による制度のPR

県内の量販店等に有機・特裁の販売コーナーの設置を推進するとともに、販売事業者のホームページへの掲載の働きかけや消費者のSNSや口コミを活用したPRに努めます。

ウ 地産地消の推進活動への支援

市町村や農協等が行う環境負荷低減の取組を盛り込んだ地産地消の推進活動を支援します。

エ 食農教育推進活動への支援

食農教育の関係部署及び市町村等と連携を図りながら、教育関係者及び児童・生徒等を対象とした、農作業体験や有機・特裁農産物の試食会等の学習機会の提供により、環境負荷低減の普及啓発に努めます。

5 対象地域

県内の市町村、関係団体、生産者、販売事業者及び県等が一丸となって、環境負荷低減に取り組むよう、対象地域を県内全市町村とします。

6 推進体制

(1) 「鳥取県みどりの食料システム戦略会議」の開催

2022（令和4）年7月に立ち上げた県内の農業団体、県市長会、県町村会、鳥取大学、有機農業実践者、消費者団体及び県で構成する本戦略会議にて基本計画の推進施策の実施状況・成果、数値目標等について検証を行います。

(2) 「鳥取県みどりの食料システム推進プロジェクト協議会（仮称）」の開催

県内の農業団体及び県関係部署等で構成する本協議会を立ち上げ、基本計画の推進施策の各種取組に必要な協力体制づくりや事業の実施等を行います。

7 基本計画の見直し

この基本計画の対象期間は、2027（令和9）年度までとし、今後の環境負荷低減を取り巻く情勢の変化や「鳥取県みどりの食料システム戦略会議」の意見等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

参考資料

「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」

「主要品目の指標モデル」

「鳥取県持続性の高い農業生産方式導入指針」